

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点 〔令和3年6月11日開催 日本暗号資産取引業協会〕

1. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策について

(1) トラベルルールへの対応について

- 2019年6月にFATF基準が改訂され、暗号資産交換業者に対して、暗号資産の移転に際し、その移転元・移転先に関する情報を取得し、移転先が利用する暗号資産交換業者に通知することを求める規制（いわゆる、トラベルルール）を各国において導入・履行することが求められているところ。
- 日本の暗号資産交換業者においても、国際的に協調して実効的なマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策を実施する観点から、暗号資産の移転に係る通知等を的確に実施していくことが求められる。
- こうしたことを踏まえ、本年3月、貴協会会長宛、要請文を発出したところ。
- 貴協会において、2022年4月を目途に、暗号資産の移転に係る通知等に関する自主規制規則の導入を目指し、検討を進めているところと承知している。各暗号資産交換業者におかれては、技術面や運用面での課題を解決し、速やかに暗号資産の移転に係る通知等を実施するために必要な体制を整備していただきたいので、貴協会においては、貴協会会員の取組のサポートをお願いしたい。
- また、自主規制規則改正の検討やFATFによる改正ガイダンスへの市中協議への回答（21年3月～4月）に際しても、ご協力いただき感謝。金融庁としても引き続き貴協会との連携を進めてまいりたい。

(2) ガイドラインに沿った態勢整備の着実な実行

- 本年2月19日、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を改正し、さらに、パブリックコメントを通じて寄せられたご意見も踏まえ、3月26日、FAQを公表。各事業者におかれては、マネロン・テロ資金供与対策に係るリスク管理の参考として、改正版ガイ

ドラインと併せてご活用いただきたい。

- 各事業者におかれてはこれまで、マネロン・テロ資金供与対策を実施していただいているところであるが、ガイドライン策定から約3年が経過するところ、今般、改正版ガイドラインの「対応が求められる事項」について、2024年3月末までに態勢整備を完了していただくようお願いしたいと考えており、4月28日、当庁からその旨要請文を発出。各事業者におかれては、当庁へ提出いただいた態勢整備の対応計画に基づいて、適切な進捗管理の下、着実な実行をお願いしたい。

2. 利用者への注意喚起について

- 暗号資産に関するトラブルについて、利用者からの相談が多数寄せられていることを踏まえ、当庁では、消費者庁、警察庁と連携して、2017年9月に「仮想通貨に関するトラブルにご注意ください!」を公表し、これまで、利用者に対して広く注意を呼びかけているところ。
- 本年4月には、利用者から寄せられた相談事例等に基づき、最新の内容に更新して公表を行っている。
- 貴協会においても、本注意喚起を貴協会ウェブサイトに掲載いただき、各事業者においても、同様の取組が行われているものと承知している。
- 今後も、利用者保護の観点から、貴協会と連携して取り組んでまいりたい。

3. レバレッジ倍率規制について

- 昨年5月、改正資金決済法・改正金融商品取引法が施行されたところ、暗号資産デリバティブ取引におけるレバレッジ倍率規制については、本年4月末に経過措置が終了している。
- 今後も各事業者において適切な対応が行われるよう、貴協会において、引き続きフォローをお願いしたい。

4. FIN/SUM 2021 の開催について

- 金融庁は本年3月16日～18日に日本経済新聞社との共催でFIN/SUM 2021を開催した。
- 金融庁シンポジウムは3月17日に“New Paradigm of Trust in Financial Services”というテーマで開催し、複数のブロックチェーン関連セッションをアレンジ。
 - ・ 「デジタル資産への変わりゆく信頼」と題したセッションでは、クラウド等インフラ基盤の整備が進むにつれて機関投資家等の市場参入が拡大する中、ブローカレッジの発展や市場参加者の多様化、規制整備等を通じて市場の健全な発展に期待するといった議論が行われた。
 - ・ また、当庁も参加している国際組織 BGIN (Blockchain Governance Initiative Network) についてもセッションを設けた。セッションでは、
 - (1) BGIN の第1・2回会合を経て、ストラテジーを議論するための Steering Committee を設立するなど、コミュニティ成長に向けた取組を継続していること
 - (2) 分散型金融システムに適した規制アプローチを発展させるための議論の土台となるドキュメントを策定予定であること等の BGIN の最新動向が紹介された。
- 金融庁としては、今後ともこのような場を活用して国内外の最新情報の発信に努めていきたい。

5. 書面・押印・対面手続の見直しについて

(書面・押印・対面手続を求める規制について)

- 昨年12月、当局が金融機関等から受け付ける申請・届出等における押印等を不要とするための内閣府令・監督指針等の改正を行った。
- 今般、それらに加えて、民間同士の手続や当局が行う許認可等の通知等のうち、当庁所管法令・監督指針等において書面・押印・対面を求めている

る手続について、必要な見直しを行うための市中協議を実施し、今月末の公布・施行を目指しているところ。

(金融庁電子申請・届出システムについて)

○ 金融機関等から受け付ける申請・届出等について、今年3月末までにシステムの整備及び制度面での対応を行い、オンラインの提出が可能となるように進めた。今月末に運用を開始する予定であり、5月31日、金融庁ホームページに公表したところ。

○ 各金融機関におかれては、ご利用に当たり、gBizIDが必要となるので、gBizIDのアカウントの取得をお願いしたい。また、オンライン化によりこれまでの事務フローが変わることもあり、当庁、財務局と連携の上、準備を行っていただくようお願いしたい。

※ 令和3年5月31日付で当庁より各金融機関等に対して「金融庁電子申請・届出システムの利用開始に向けたご連絡」を发出しており、利用開始時期等を周知。

(登記事項証明書の添付省略について)

○ また、法務省の登記情報システムが改修され、昨年10月より、国の行政機関間において登記情報を連携・共有する仕組みが開始された。

○ これにより、法令に基づく申請等における登記事項証明書の添付省略が可能となったことから、当庁としても、その添付省略の取扱いを開始しているので、この場を借りて改めて周知させて頂きたい。

(国民の書面・押印・対面手続の見直し)

○ 昨年6月に立ち上げた「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」については、貴協会にも議論に参加いただき感謝申し上げます。

○ 金融庁として、金融業界における書面・押印等の見直しの状況については継続してフォローしたいと考えており、皆様におかれても、昨年12月に検討会で取りまとめた論点整理や、先ほど申し上げた法令等の見直しを踏まえ、引き続き、書面・押印等の見直しを進めていただくようお願いしたい。

6. マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進について

- マイナンバーカードの普及については、令和元年6月4日にデジタル・ガバメント閣僚会議で決定された「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」に基づき、政府として、マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進の呼びかけを行っているところ、この場を借りて改めて、その普及へのご協力をお願いしたい。

(以 上)